

2015年ミラノ国際博覧会の開催

2015年ミラノ国際博覧会（ミラノ万博）は、2015年5月から半年間、イタリア・ミラノで「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに開催されます。

日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取組み、日本食、日本食文化に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献していくことをテーマに準備を進めています。



JAPAN
EXPO 2015 MILANO

日本館シンボルマーク

祝い箸をモチーフにし、
EXPO「E」を形作っている

日本館のテーマ

**Harmonious Diversity
- 共存する多様性 -**

幹事省：農林水産省・経済産業省
副幹事省：国土交通省
参加機関：日本貿易振興機構（ジェトロ）

<日本館の概要>

建築 多様性のうつわ

日本古来からの知恵と技を現代の日本の最先端技術を用いて応用し、伝統と革新が共存する木材等を活用した日本館を建築する。

展示 食生活と農業生産の多様性

自然と共生する「農林水産業」をベースに、深遠な知恵と技とが凝縮された日本の「食」と「食文化」が、持続可能な未来社会を切り拓くことをアピール。

レストラン Feel the Japanese Passion

展示の理解を共感に変えるため、だし等の日本の優れた食を体験できる場として展開。（高級日本食レストランとフードコートを設置）

催事 多くの方々が参加・発信できる行催事の展開

日本食や食文化の多様性を世界へアピールするため、地方公共団体や団体の参画を公募。現在、25組32地方公共団体及び11団体が参画表明。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて

2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。大会の成功に貢献するため、日本食での「おもてなし」などを通じて、日本の素晴らしさを体感できるよう、訪日外国人の受入体制の整備を進めます。

和食で

○ 和食で日本の文化と味わってもらう

- ・ 2013年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食の魅力を最大限に発信
- ・ 国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・ 外食人ニーズに対応したメニュー開発と飲食店の紹介
- ・ 飲食店における多言語表記の推進
- ・ 国際空港等での和食の魅力発信強化
- ・ 近隣市場を活用した和食の提供・発信
- ・ ホテル等と連携した和食・食文化発信イベントの開催



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・ 木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・ 大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・ 木製表彰台、木製椅子の整備等
- ・ CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会と演出

- ・ 日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・ 茶道、華道等の体験等も実施
- ・ 入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着付着用）女性の活用
- ・ いぐさの柔道畳復活でレガシーの継承に貢献



水際対応
円滑な出入国
手続の実施

動・植物輸出入
検査体制の強化
輸出禁止品
の広報
（円滑な出入国
の実現）

海外からのオリパラ関係者・マスコミ・観光客

輸出入検査
体制の整備

馬術競技出場馬

農山漁村で

○ 農山漁村で日本の文化と感じてもらう

- ・ 外国語、習慣、宗教等にも対応できる農家民宿等の受入体制の構築
- ・ 農山漁村の魅力を満喫できる体験プログラムの構築（郷土料理、収穫体験、森林レクリエーション等）
- ・ 外国人旅行者への農家民宿や体験プログラムに関する情報発信体制の構築



花で

○ 世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出

- ・ 主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・ マラソンの沿道、表彰台、選手村の食堂等を花で演出
- ・ 日本大会を印象づけるビクトリーブーケの企画・開発
- ・ 提供体制整備



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪と印象づけ

- ・ 食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・ 選手村の食堂等の食器等にバイオプラスチック製品を活用



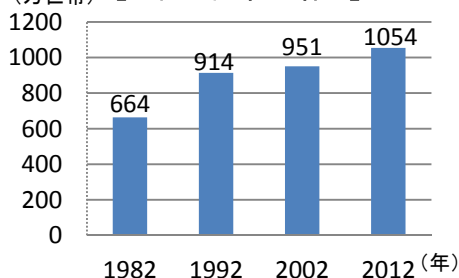
(3) 新たな国内需要への対応

消費者の視点に立った需要の取り込み

日本の総人口は、2008年をピークに減少に転じる一方、高齢者は増加しています。世帯類型は単独世帯が主流となり、その約3割が高齢者単独世帯（2010年）となっています。一方で、女性の社会進出が進み、共働き世帯は増加しています。

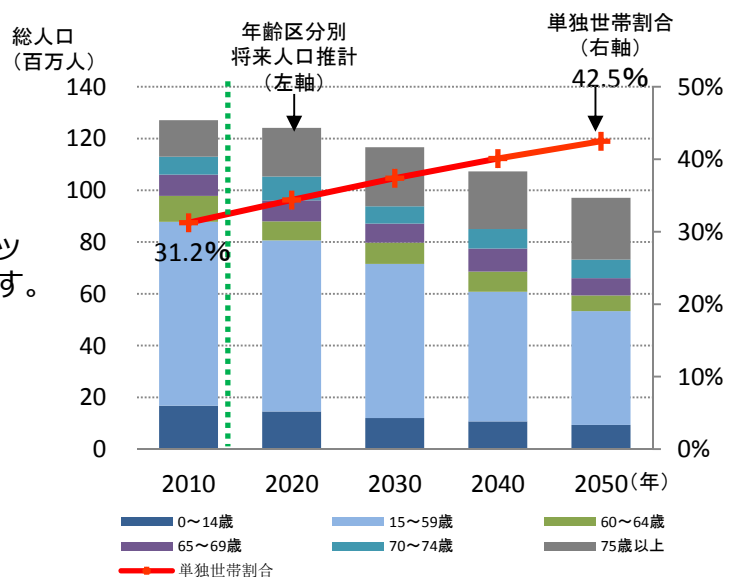
こうした社会構造の変化を踏まえ、マーケットインの発想で、新たな需要の開拓を進めます。

【共働き世帯の増加】



出展：総務省統計局「労働力特別調査」(1980年～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」(2002年～2012年)

【高齢化の進展と単独世帯の増加】



出展：2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

◆ 国産農産物シェア獲得

- ◇ 利便性等から需要が伸びている加工・業務用野菜の生産流通体制を強化し、安定的な供給を実現
- ◇ 消費者ニーズの高い果実加工品について、国産の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給に取り組む
- ◇ 現在9割を輸入に依存している薬用作物の国産化に向け、生産者と漢方薬メーカーが情報交換・共有を行う場を設定(37道県から栽培希望が寄せられ、そのうち14道県18産地で新たに契約栽培が具体化(平成26年6月末時点))
 (事例)ムラサキの産地化
 国産が1%未満のムラサキ(生薬名：シコン(軟膏等に使用))について、製薬会社が北海道で試験栽培を開始。
- ◇ 関係者の連携による新たな需要創造等に取り組むことで、消費者ニーズが高く、国内需要の約半数を輸入に依存している有機農産物の国内生産を「5年で倍増」
- ◇ 学校給食・福祉施設等への国産農林水産物の供給体制を確立



キャベツの収穫機(機械化)
【農業新技術2013選定
：平成26年度より販売開始】



薬用作物 ムラサキ
【産地化に向けて栽培
技術の確立を目指す】

◆ 健康長寿社会への貢献

- ◇ 地域農産物を活用した介護食品の開発等による医福食農連携の推進
- ◇ 脳や運動機能の維持・改善に有効な次世代型機能性食品の開発に向けた研究開発



肝機能改善等の効果が期待できる(β-クリプトキサンチン)を多く含むみかんジュース

◆ 和食・和の文化の次世代継承等

- ◇ 「和食給食応援団」を通じた和食学校給食の推進
- ◇ 農林漁業体験などの国産農林水産物の魅力を伝える食育の推進



地場産農林水産物を利用した学校給食

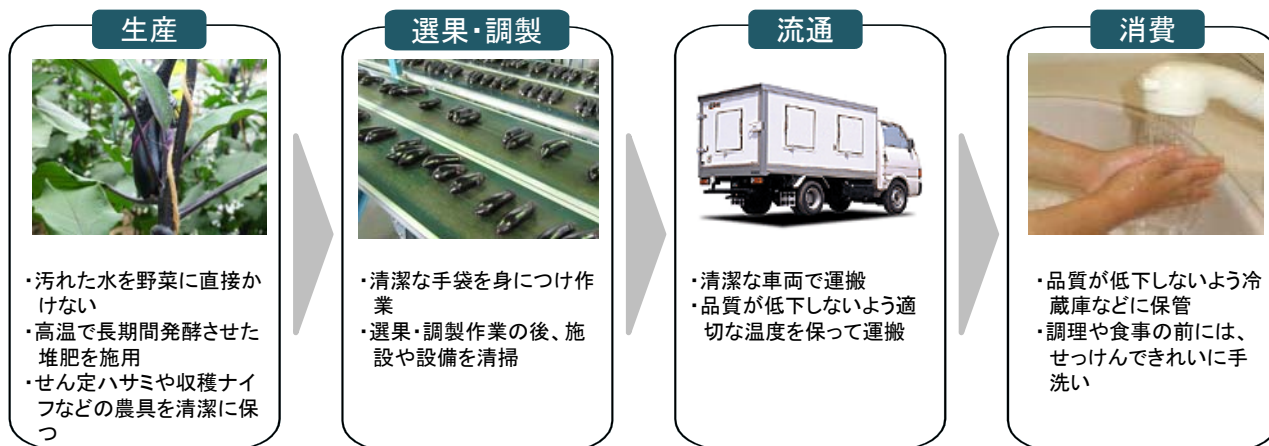
(4) 食の安全と消費者の信頼の確保

様々な取組の大前提となる「食の安全」と「消費者の信頼」

「攻めの農林水産業」を展開する大前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給による「食の安全」と、消費者への正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保することが重要です。

科学的知見に基づく食品の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延の防止、食品表示や米穀流通の適正化に向けた監視、食育の推進、食品ロスの削減に向けた国民運動を進めます。

【食品の安全性向上のための取組(例:生鮮野菜の衛生管理指針)】



① 食品の安全性の向上

- ・生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理
- ・生産資材(飼料、動物用医薬品、農薬、肥料)の安全確保
- ・食品事業者等による「食品防御」の取組の推進

② 動植物防疫

- ・家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延防止
- ・輸出促進に向けた動植物検疫の取組

- ① 地方説明会等を通じた情報提供
※平成25年10月から全国9箇所、輸出戦略、動植物検疫制度・手続について、生産者・事業者・自治体向けの説明会を開催
- ② 集荷地検査等による輸出検疫の利便性の向上
※長野県川上村での台湾向けレタスの集荷地検査等
- ③ 国別・品目別輸出戦略に基づく戦略的な検疫協議の実施

③ 消費者への正確な情報伝達

- ・食品表示及び米穀流通の監視業務の的確な実施
- ・外食メニュー表示等の適正化【消費者庁と連携】
- ・食品表示制度の検討への協力
【消費者庁、厚生労働省と連携】

- 消費者庁を中心とした
- ①食品表示法(平成27年6月までに施行)の「食品表示基準」
 - ②科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策
- の検討について、積極的に協力

④ 食育の推進

- ・食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及促進
- ・各年代の国民に対する教育ファームの活用促進【学校については文部科学省と連携】

⇒ 農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後までに35%に

⑤ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開～NO-FOODLOSSプロジェクト～

- ・我が国の食品廃棄物発生量約1,700万トン/年のうち約500～800万トンが食品ロスであり、『もったいない』を取り戻そう!』を合言葉に、食品ロス削減に向けた国民運動を展開。

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省(消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)が連携



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

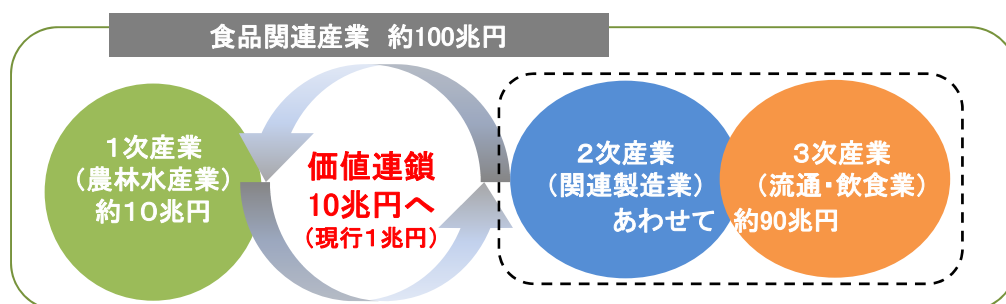
2 農林水産物の付加価値の向上

(1) 生産・流通・加工が一体化した「6次産業化」の推進

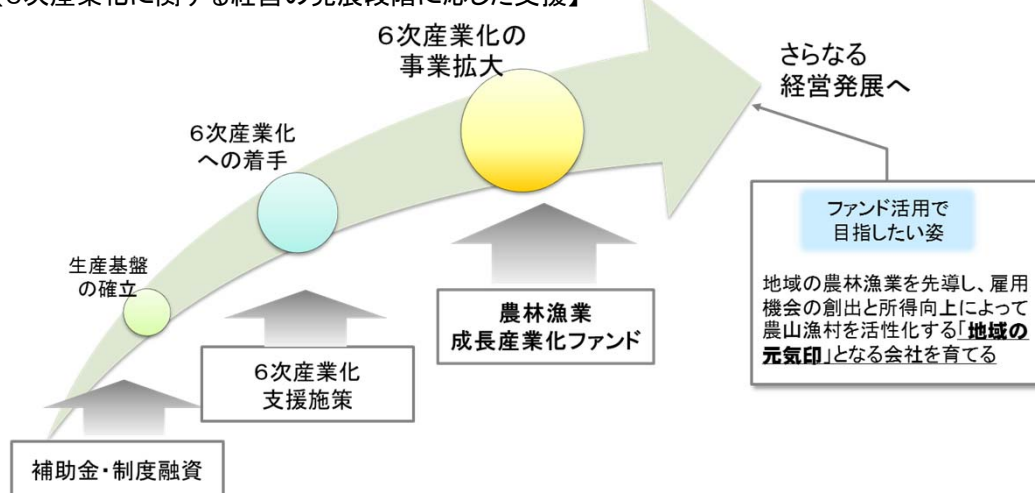
生産現場に新たな付加価値をもたらす6次産業化

農林漁業者が、加工や販売にノウハウを持つ2次・3次産業の事業者との連携等を図りながら、生産・加工・流通（販売）を一体化してバリューチェーンを構築する「6次産業化」を推進し、消費者に魅力ある新たな商品やサービスを生みだす取組を進めます。

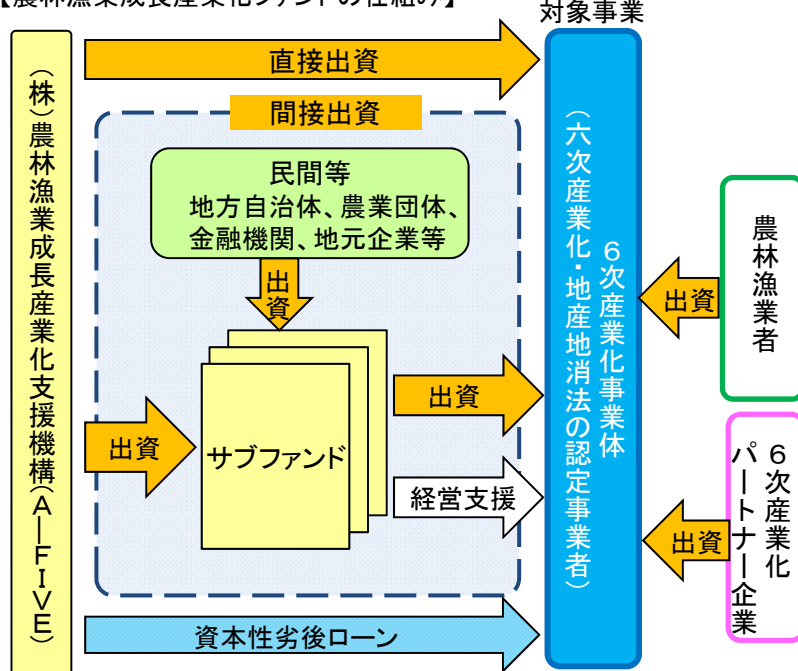
【6次産業化の市場規模を10兆円へ】



【6次産業化に関する経営の発展段階に応じた支援】



【農林漁業成長産業化ファンドの仕組み】



ファンドや異業種連携により6次産業化を支援

6次産業化を推進するため、(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が行う農林漁業成長産業化ファンドの本格展開により、医福食農連携など、農林漁業者と多様な事業者との連携を図り、農林水産物・食品の付加価値向上を進め、6次産業化の市場規模を現在の1兆円から、2020年までに10兆円に拡大させることを目指します。

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援



ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

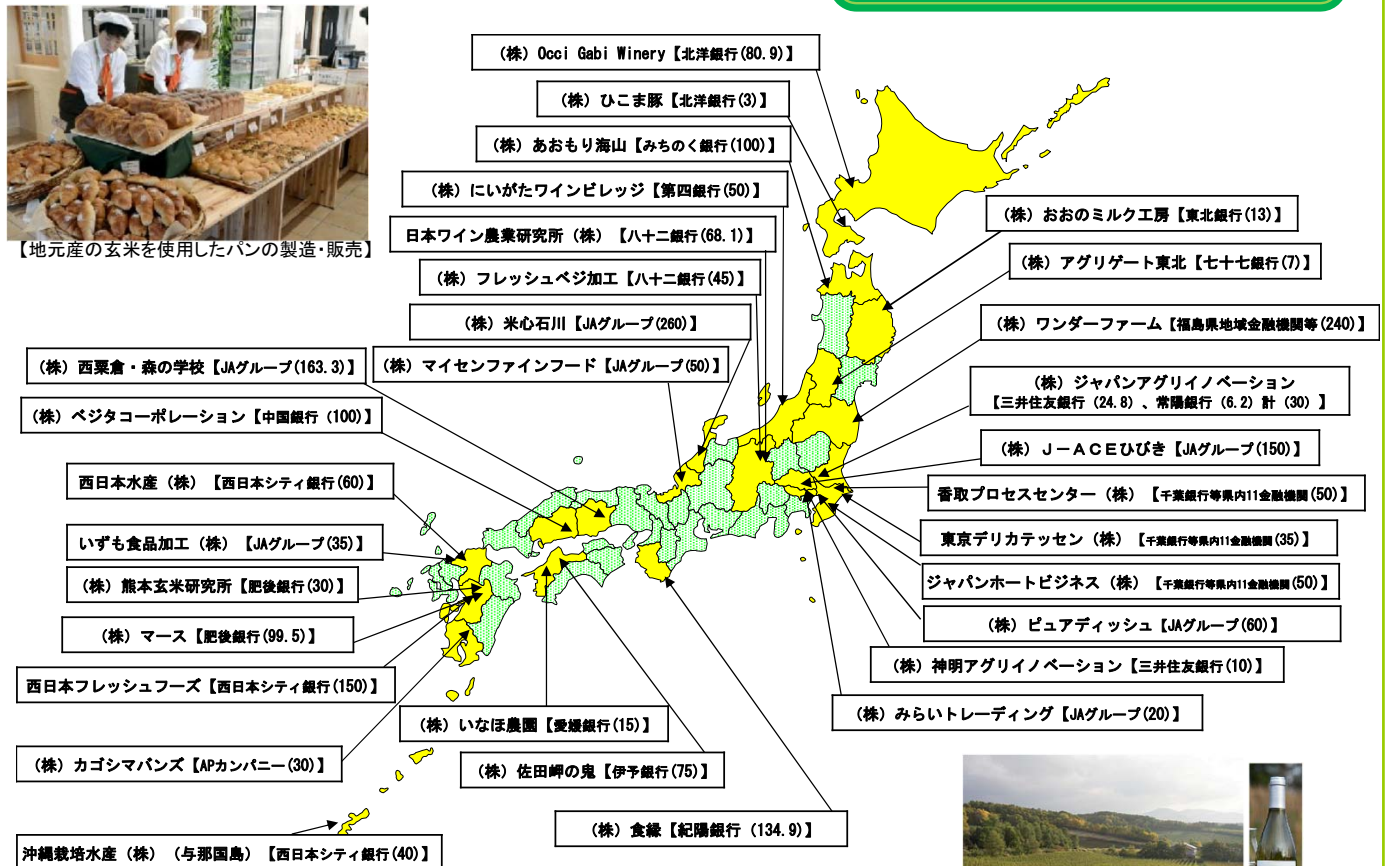
【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進（農商工連携）の取組と一体的に6次産業化を推進。

A-FIVEの積極的な活用

- 44のサブファンドへの出資を決定
- 47都道府県中で21道都県から案件が組成

出資案件 31件
サブファンド出資決定額
22.56億円（うちA-FIVE分11.28億円）



注1 () は、サブファンド出資額 単位：百万円
注2 所在地については、6次産業化事業体の所在地
注3 数字は8月8日現在

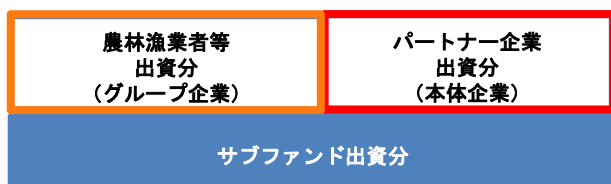


【地域のワイン用ぶどうのほ場と製造されたワイン】

【A-FIVEの活用の推進に向けた当面の対応】

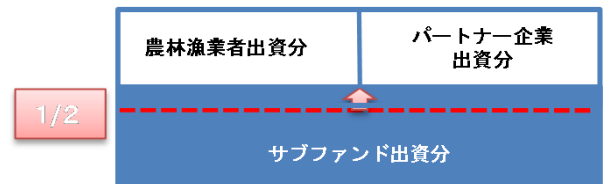
- ・ 植物工場を含め、合併事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- ・ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- ・ サブファンドの出資割合の引き上げ、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

○農業に参入した企業によるファンド活用の推進



【農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加】

○農林漁業者の実質的な出資負担の軽減



【一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ】

(2) 地理的表示保護制度の創設

知的財産の保護と地域ブランド化

品質等の特性と産地の結びつきが特定できる名称が付されている農林水産物・食品について、知的財産として保護する制度を導入するとともに、地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進します。



ブリー・ド・モー
(フランス)



プロシュート・ディ・パルマ
(イタリア)

※EUにおける地理的表示の保護の仕組みにより登録されている製品の事例

1. 制度導入の必要性

<現状>

- 地域の様々な特性に由来した品質等を備えた特徴ある産品が多数存在。
- 中にはその名称で原産地を特定できるようなものも存在。

そのような産品の名称を地域の共有財産(知的財産)として活用を図っていく必要。

<課題>

- ① 特性の統一・維持が不十分
- ② フリーライドや模倣の発生

結果

信用の低迷、生産者全体の利益の逸失

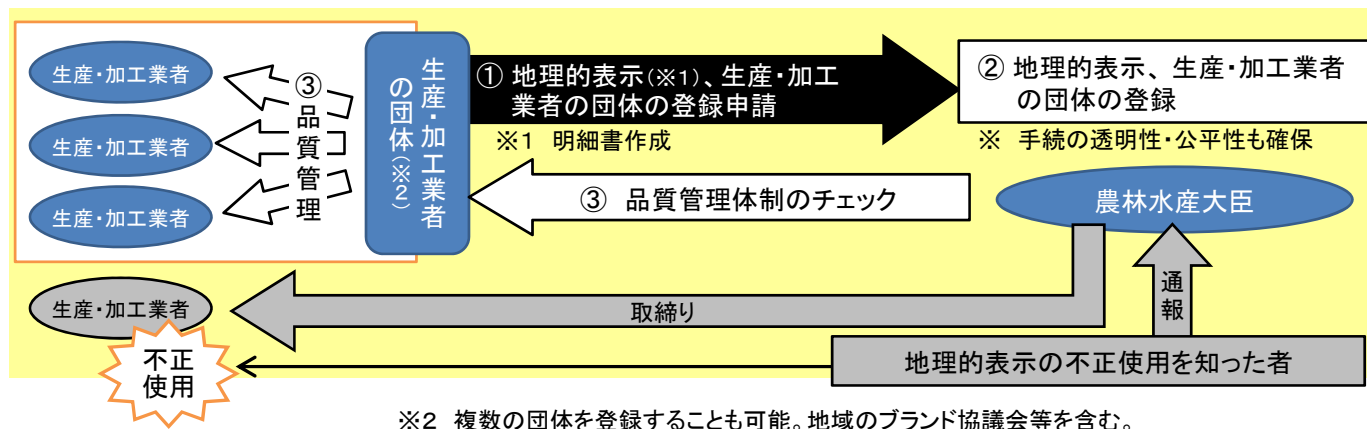
ブランド価値の毀損、生産者全体の不利益

※ 経済連携強化の流れの中、地域ブランドを知的財産として保護する制度がないと、国益の毀損も懸念

2. 制度の概要

ポイント

- ① 農林水産物等の特性を国が保証し、その名称(地理的表示)を登録
- ② フリーライド・模倣品(地理的表示の不正使用)を国が排除
- ③ 地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容



制度創設の効果

① 生産者利益(地域の知的財産)の保護

〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② 需要者利益の保護

〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用

農山漁村に豊富に存在する地域資源を積極的に活用

農山漁村には、バイオマスや太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。平成26年5月に施行された「農山漁村再生可能エネルギー法」により農林地等の利用調整を適正に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進していくこととしています。また、地域資源を活かしたバイオマスや小水力発電の活用を進めます。

【農山漁村再生可能エネルギー法の概要】

基本理念

- 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、
- ・ 地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
 - ・ 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、適切な土地利用調整が行われなければならない。

基本方針(国)

農林漁業との調和や農林地等の適切な利用調整 等の方針

基本計画(市町村)

- ・ 農林漁業と調和した再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化に関する方針
- ・ 再生可能エネルギー設備の整備を促進する区域
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

協議会

- ①市町村、②設備整備者、③農林漁業者・団体、地域住民等 から構成

国・都道府県

農地法、森林法、漁港漁場整備法等の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断

設備整備計画(設備整備者)

- ・ 発電設備の整備の内容
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー(小水力)発電の例

【石徹白地区地域づくり協議会(岐阜県郡上市)】

小水力発電による電気を休眠していた農産物加工施設で利用し、地元特産品である糖度の高いトウモロコシの規格外品を乾燥・粉末にし、加工した新商品を開発。新規雇用が生まれるとともに、マスコミ等多数の視察があり知名度の向上に貢献。

また、平成26年4月に農業水利施設の維持管理を行う農協を設立。小水力発電設備を新設し、その売電収益を農村振興のために活用する予定。



【上掛け型水車】



【らせん型水車】

バイオマス産業都市の構築

- ・ 地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを推進
- ・ 原料調達から利活用まで経済性が確保されたシステムを構築



新たな食品リサイクルシステムの構築

- ・ 分別の粗い食品廃棄物でも利用可能なリサイクル手法としてのバイオガス化を推進
- ・ 余熱等、これまで利用が図られていない資源の積極的活用等



【7府省の連携】7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で地域を選定し施策のマッチング等により連携支援。特に、食品リサイクルについては、廃棄物行政を所管する環境省と連携し、新たな食品リサイクル・ループの構築を推進。